

令和3年度まちづくり交付金事業紹介「越河これから塾」越河地域振興会

Q1 事業の内容と、交付金活用のきっかけを教えてください。

A1 第六次総合計画で策定した越河まちづくり宣言を実現するため、地区民がどのように考えているか知りたいと思い、話し合いを3回行いました。民生委員や自治会など特定の人たちが話し合う場はありましたが、いろいろな世代が集まって話す機会がありませんでした。少子高齢化や鳥獣被害など困りごとを耳にすることが多くなり、地区の問題を共有する場があるといいなと思ったのがきっかけです。

Q2 参加者をどう募り、どのような方が参加されましたか？

A2 毎回30人近くが参加してくれました。チラシを全戸配布したり、小中学校のPTA会長に依頼文を出したりしました。1回目は中学生、3回目は越河で農業をしている若者も参加してくれました。今まで公民館事業に参加したことがない方もきてくれたのが印象的でした。

Q3 この事業をどのように発展させ、越河地区をどのようなまちにしていきたいですか？

A3 最終目標は、越河を元気な活気あるまちにしていきたいです。そのためにも世代を超えた人たちが話し合える場を作りたいと思っています。参加してくれた若者が越河で新しいことを始めていて支援してあげたいという気持ちになりました。他にもそう思ってくれる地区民が増えれば、明るいまちづくりの基礎ができるのではないかと考えています。参加してくれた中学生が後日、公民館に寄ってくれたのもうれしかったですね。固い話し合いではなく、自分の悩みを何でも良いから自由に話せる場だということを知ってほしいです。越河これから塾をそういう場にしていこうと思っています。



▲越河地域振興会会長石川義博さん(右)と事務長安藤昭信さん(左)



▲自主的に始まった活動紹介の様子。和やかに事業を終えることができました



▲グループに分かれて意見を出し合いました



▲まちづくりファシリテーター遠藤智栄さんを講師に招き、全3回開催しました

変更点をご確認ください!!

交付金制度を一部変更しました

住民同士の交流促進や安全安心な地域づくりに向けた動きをさらに促進するために、昨年度から制度内容を次のように一部変更して実施しております。

変更点① 市民が参加する事業が対象

市民の参加がなく、委託した業者のみが実施する事業は対象外です。
(例)環境美化整備、看板設置事業などで委託業者だけで実施する事業は申請できません。

変更点③ ホームページでの公表

市に提出する、「事業計画書・収支予算書・事業報告書・収支決算書・活動様子の写真」をホームページで公表します。

変更点② 報告会での発表

交付金を活用する団体は、市が主催する報告会(令和5年1~3月に開催予定)で、交付金を活用した事業について発表していただきます。

変更点④ 随時、申請が可能

地区の上限額に残額がある場合に限り、随時、申請を受け付けます。
活動拠点の公民館にお問い合わせください。

～住民主体の地域づくりを支援します～ 令和4年度まちづくり交付金

本市では、「第六次白石市総合計画」に合わせて各地区で策定した「まちづくり宣言」を実現するための資金的支援制度として「白石市まちづくり交付金事業」を行っています。

交付金の対象事業は、各地区のまちづくり宣言の実現につながる、市以外の団体などから補助金などを受けない、地域の伝統文化や資源を活かした地域活性化のための事業、地域コミュニティの活性化が図られる事業などです。

内容をご確認いただき、「地域住民が主体のまちづくり」の実現に向けてご活用ください。

●対象団体

まちづくり協議会などのほか、市内に活動拠点があり、5人以上で組織するコミュニティ活動に貢献が期待できる団体で、代表者を定め、運営や組織に関する規約または会則を定めている団体。
※政治・宗教活動または営利を目的としないこと。

●交付対象経費

講師への謝金・旅費、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費、通信運搬費、会議費(食料費を除く)、旅費など
※団体運営にかかわる経費(人件費を含む)、食料費、汎用性のある事務用品やキャビネットなどの備品関係費(パソコン、コピー機、机、イスなど)は対象外です。

●申請は地区ごとに各公民館へ

第1回目の提出締め切りは2月28日(月)です。交付を希望する団体は、申請書や事業計画書、収支予算書など書類一式(表1)を各提出先(表2)に提出してください。

第2回目以降は、地区ごとの上限額に残額がある場合に限り、随時、申請を受け付けます。残額は各公民館にお問い合わせのうえ、上記の通り提出してください。ただし、該当する年度の2月末日までに完了する事業が対象になりますのでご注意ください。

※提出書類1~3は指定の様式になります。ホームページからダウンロードするか電話連絡後(平日8:30~17:15)、各公民館で受け取りください。

【表1】申請に必要な提出書類一覧

書類内容
1 申請書(様式第1号)
2 申請する事業の事業計画書(別紙1)
3 申請する事業の収支予算書(別紙2)
4 事業内容・購入物などの説明書類(パンフレットなど、コピー可)
5 事業の見積書(コピー可)
6 写真(4に関連する現地・現状などの写真)
7 周辺住宅地図(事業実施予定場所または備品管理予定場所を明示したもの)
8 物品管理運営規程(備品購入の場合)
9 団体会則・規約など(会員名簿も添付)
10 団体の活動状況説明書(総会資料など)
11 団体全体の最新の収支予算書と決算書
12 その他事業内容の説明補足資料

【表2】提出先

地区	申請場所	電話番号
白石	まちづくり推進課	22-1327
越河	越河地域振興会(越河公民館内)	28-2101
大平	大平公民館運営会議(大平公民館内)	25-2338
大鷹沢	大鷹沢まちづくり振興協議会(大鷹沢公民館内)	25-2711
白川	白川振興会議(白川公民館内)	27-2101
福岡	福岡地区民の会(福岡公民館内)	25-2249
深谷	白石市深谷公民館運営委員会(深谷公民館内)	24-4540

「まちづくり宣言」を計画的に実現するために「地区計画」を策定した地区は、現在の「まちづくり交付金制度」に替わり新たな交付金制度「人と地域が輝く未来共創交付金」を活用することができます。詳細は広報しろいし3月号でお知らせします。
・令和4年度に「人と地域が輝く未来共創交付金」を活用できる地区：斎川・小原